

# 一般社団法人長崎県 e スポーツ連合会員規約

## (目的)

第一条 この規約は、一般社団法人長崎県 e スポーツ連合（以下「当連合」という。）の会員間の公平かつ円滑な関係を確立するとともに、当連合の健全な運営に資することを目的とする。

## (適用)

第二条 この規約は、当連合の定款第40条に基づく会員に対し適用するものとする。

2 当連合が隨時定める諸規定は、この規約の一部を構成するものとする。

## (定義、及び会員の区分)

第三条 この規約において「会員」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 正会員 当連合の目的に賛同する個人又は団体であって、入会手続を経たもの。
- 二 賛助会員 当連合の事業を援助する個人又は団体であって、入会手続を経たもの。
- 三 名誉会員 当連合に特に功労のあった個人又は団体であって、総会の議決を経て承認を受けたもの。

## (入会申込)

第四条 当連合への入会の申込みをしようとする者は、当連合が別に定める入会申込書に必要事項を記載し、当連合事務局に提出しなければならない。

## (入会申込の拒否)

第五条 当連合は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その入会を認めないことができる。

- 一 入会申込書に虚偽の事項を記載したとき。
- 二 入会申込者がこの規約に違反するおそれがあるとき。
- 三 その他、当連合が入会を適当でないと判断したとき。

## (会員資格の喪失)

第六条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。

- 一 退会届の提出をしたとき。

- 二 この規約、定款その他の規約に違反したとき。
- 三 民事再生手続、破産手続又はこれらに類する法的整理手続が開始されたとき。
- 四 個人が成年被後見人又は被保佐人になったとき、又は死亡若しくは失踪の宣告を受けたとき。

(除名)

第七条 当連合は、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この規約その他の規則に違反したとき。
- 二 当連合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(退会)

第八条 会員が退会しようとする場合においては、理由を付して 1 か月以上前に当連合事務局に退会届を提出しなければならない。

(年会費)

第九条 会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める年会費を納入しなければならない。(※非課税の取り扱いについては、法令の定めるところによる。)

- 一 正会員
  - イ 一般正会員 10万円
  - ロ 学校会員
    - (1) 大学、専修学校又は各種学校 5万円
    - (2) 高等学校以下 1万円
- 二 賛助会員 1口1万円とし、1口以上とする。
- 三 名誉会員 年会費を要しない。
- 2 前項第一号ロに規定する学校会員とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校として認められる会員をいう。
- 3 第1項の規定にかかわらず、公的行政機関、及びその出先機関並びに理事会の議決を経て特別会員の承認を受けた個人又は団体については、年会費を要しない特別会員とすることができます。
- 4 前項後段の規定により特別会員とされた個人又は団体は、理事会によりその承認を取り消されたときは、その地位を失うものとする。

(年会費の納入方法)

第十条 年会費は、毎年3月31日までに翌期1年分を一括して前納するものとする。

(自動継続)

- 第十一條 事業年度末現在において会員である者は、翌年度に自動的に継続するものとする。
- 2 賛助会員の会費の口数は、変更の届出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続するものとする。

(滞納に対する処置)

- 第十二條 支払期日までに年会費を未納とした場合においては、原則として定款第45条の定めにより会員としての資格を即時に喪失するものとする。

(年会費の不返還)

- 第十三條 既納の年会費は、その理由の如何によらず、一切返還しないものとする。

(個人情報の保護)

- 第十四條 会員は、プライバシー保護のため、個人情報の取扱いに十分注意し、会員以外の第三者に会員名簿を譲渡若しくは売却し、又はその内容の一部若しくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

(知的財産の帰属)

- 第十五條 当連合が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当連合に帰属するものとする。

(損害賠償)

- 第十六條 会員がこの規約、及びこの規約に基づく諸規則に違反し、又はそれに類する行為によって当連合若しくは他の会員が損害を受けた場合においては、当該会員は、当連合又は他の会員が受けた損害をその発生先に賠償しなければならない。

(免責)

- 第十七條 当連合は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当連合の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

(禁止行為)

- 第十八條 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 無断で当連合の名称、会員名簿等、活動主旨又は活動内容を利用して、個人又は他の

特定団体の利益等を目的とした宣伝活動又は営業活動を行うこと。

二 当連合の目的を理解し、当連合の主旨に反する行為を行うこと。

(商号、及び商標等の利用)

第十九条 当連合が定めた商号、及び商標等を個人的に又はその他の目的で利用しようと  
する場合においては、当連合の事前の書面による承認を得なければならない。

(会員資格の停止又は解除)

第二十条 当連合は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該会員に対  
し事前に通知、及び勧告をすることなく、当該会員の資格を停止又は解除するこ  
とができる。

- 一 国内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- 二 当連合の会員又は第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権その他の財産若しくはプ  
ライバシーを侵害した場合、又はそのおそれのある行為をした場合。
- 三 当連合の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- 四 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- 五 当連合の会員又は第三者の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき。
- 六 この規約に違反した場合。
- 七 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はこれらに準ずる者であることが判明した  
とき、又はこれらと知らずに取引関係を有していたことが判明し、その状況が当連合  
の社会的信用又は運営に影響を及ぼすと判断されたとき。
- 八 その他、当連合が会員として不適当と判断した場合。

(拠出金品の不返還)

第二十一条 当連合に対し拠出された拠出金品は、返還しないものとする。

(準拠法)

第二十二条 この規約の成立、効力、履行、及び解釈に関しては、日本法が適用されるもの  
とする。

(裁判管轄)

第二十三条 当連合、及び会員は、当連合と会員の間で訴訟の必要が生じた場合においては、  
長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するもの  
とする。

(規約の変更)

第二十四条 当連合は、円滑な運営又は社会情勢の変化等により必要と判断する場合におい

ては、会員の事前の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

- 2 前項の規定による変更後の規約は、当連合のウェブサイトへの掲載、電子メール、書面その他当連合が適切と判断する方法により、会員に通知した時点から、その効力を生ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、2025年11月1日から施行する。